

●香川県告示第286号

香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）別表第1の2の項の知事が定める方法及び同条例別表第2の3の項の知事が定める額について次のとおり定め、平成30年10月19日から施行する。

平成18年香川県告示第266号（香川県情報公開条例等に基づき知事が定める公開の方法及び手数料の額等）は、平成30年10月18日限り廃止する。

平成30年10月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

方 法	金 額
録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものとする。）に複写したものの交付	1巻につき200円
ビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものとする。）に複写したものの交付	1巻につき300円